

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例				
主管課	税務課				
根拠法令等	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（令和5年3月1日政令第44号[令和5年4月1日]）				
<p>【改正の概要】</p> <p>上記根拠法令の改正により、令和8年7月1日から以下のとおり、法定雇用率（民間企業）が上げられる。</p> <p>法定雇用率（民間企業）の上げ：2.5% → 2.7%</p> <p>⇒常時雇用する労働者の数が37.5人以上の事業者には障がい者の雇用を義務化（労働者37.5人×2.7%≒1.0人の雇用義務あり）</p> <p>法定雇用率の上げに伴い、障がい者を雇用する事業者に対する事業税の不均一課税の対象要件を改正。</p> <p>制度の適用対象となる個人及び法人が常時雇用する労働者の数を変更する。</p> <p>（現行） 40.0人未満 → （改正案） 37.5人未満</p>					
施行日	令和8年7月1日（個人については令和9年1月1日）				
<p>【その他参考事項】</p> <p>制度の概要</p> <p>1 対象となる事業主</p> <p>障がい者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要）</p> <p>① 常時雇用する労働者の数が37.5人未満であること。</p> <p>② 適用対象事業年度（年）の雇用障がい者数が基準事業年度（年）の雇用障がい者数を超えること。</p> <table border="1" data-bbox="220 1339 1375 1664"> <tr> <td>適用対象事業年度（年）</td> <td>この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間（法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間）</td> </tr> <tr> <td>基準事業年度（年）</td> <td>法人：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度の期間 個人：令和7年</td> </tr> </table> <p>③ 雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>2 軽減内容</p> <p>現行税率の1/2を軽減する。 ただし、軽減税額は、障がい者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。</p> <p>3 減収補填措置</p> <p>なし</p>		適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間（法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間）	基準事業年度（年）	法人：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度の期間 個人：令和7年
適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間（法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間）				
基準事業年度（年）	法人：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度の期間 個人：令和7年				